

入札説明書

令和6年札幌市告示3049号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和6年7月19日

2 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル 7階

札幌市保健福祉局ウェルネス推進部施設管理課 電話：011-211-3518 (FAX：011-211-3521)

メールアドレス kasajo@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称 令和6年度札幌市山口斎場残骨灰等処理業務

(2) 調達案件の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結日～令和6年12月27日

(4) 履行場所 仕様書による。

(5) 入札書の記載方法

総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 注意事項

本契約は残骨灰等処理及び有価物処理を一体とする総価契約とし、残骨灰等処理費用から有価物処理の際に見込まれる収入見積額を差し引いた額が入札金額となる。

なお、落札金額が0円未満（マイナス金額）の場合、委託者は、完了検査合格後に受託者へ納入通知書を送付し、契約金額の支払を請求するものとする。受託者は、当規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約金額を一括で支払わなければならない。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。

(2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）の大分類〔役務（一般サービス業）〕、中分類「その他サービス業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。（詳細については別記1参照）

ア 資本関係

(ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事
e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

(10) 過去5年の間に、札幌市又は他の官公庁と残骨灰の減容化及び無害化処理に関する契約を締結し、いずれかの年度（4月1日～翌年3月31日）における年間処理量が10t以上あること。

5 入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

上記2及び札幌市公式ホームページ上に掲載する。

https://www.city.sapporo.jp/kenko/wellness/keiyakujoho/ippankyoso/r6_yama_zannkotubai.html

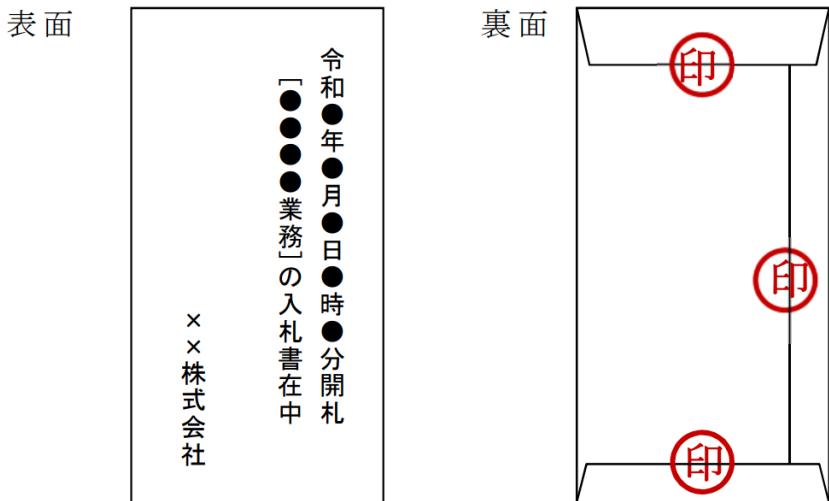
(2) 入札書の受領期限及び提出先

令和6年8月5日（月） 午後5時15分（必着とする）

上記2の場所

- (3) 開札の日時及び場所
 令和6年8月6日（火） 午前9時00分
 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル 7階 ミーティングルームA
- (4) 入札書の提出方法
 別紙1の様式にて作成し、持参または送付により提出すること。なお、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。なお、提出にあたっては以下に留意すること。
 ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年8月6日午前9時00分開札〔令和6年度札幌市山口斎場残骨灰等処理業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。

図) 入札書提出時の封筒について



- イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、上記アに示す方法により内封筒を作成したうえで、外封に「令和6年8月6日午前9時00分開札〔令和6年度札幌市山口斎場残骨灰等処理業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。

- (5) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答
 ア 提出方法
 別紙3に記入のうえ、電子メールにより提出すること。
 イ 提出先及び受領期限
 上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和6年7月26日（金）午後5時15分までに提出すること。
 ウ 回答書の閲覧
 令和6年7月29日（月）までに、適宜上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、札幌市公式ホームページ上に掲載する。
https://www.city.sapporo.jp/kenko/wellness/keiyakuoho/ippankyoso/r6_yama_zannkotubai.html
- (6) 入札の無効
 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。
- (7) 入札の延期等
 次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
 - イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
 - ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
- (8) 代理人による入札
- ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の住所、商号又は名称及び職・氏名並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状（別紙2）を提出しなければならない。
 - イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (9) 開札
- ア 開札は、上記(3)の日時及び場所において、入札者またはその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者またはその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。
 - イ 入札者またはその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。
 - ウ 入札者またはその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書または入札権限に関する委任状（別紙2）を提示しなければならない。
 - エ 入札者またはその代理人は、入札執行職員またはその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
 - オ 開札をした場合において、入札者またはその代理人の入札のうち、予定価格以下の価格の入札がないときは、再度入札を行う。ただし、送付による入札をした者がおり、ただちに再度入札を行うことができない場合は入札を一度中断し、日時を改めて持参又は送付による再度入札を行う。なお、再度の入札の回数は原則として2回を限度とする。

6 その他

- (1) 入札保証金 免除
(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、または提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付または提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (3) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格以下の価格のうち、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に關係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、競争入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（札幌市の休日を定める条例（平成2年6月15日条例第23号）に定める休日を除く。）に、上

記4に掲げる競争入札参加資格を有することを証する書類（別記2参照）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格以下で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる競争入札参加資格を有することを証明する書類（別記2参照）を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めるることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、または市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付しなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書（別紙4）の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項

契約約款（別紙5）のとおり

(8) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、その事実を知り、または合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

(9) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書（別紙6）を提出しなければならない。